地方独立行政法人堺市立病院機構

業務方法書

制 定 平成24年4月1日 最終変更 令和 4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則(平成24年堺市規則第11号)第4条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により堺市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者に対する研修、地域医療の支援等の業務を行うことにより、堺市の医療施策として求められる 救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進 に寄与するため、地方独立行政法人堺市立病院機構定款(以下「定款」という。)第1 6条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

- 第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 医療を提供すること
 - (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと
 - (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと
 - (4) 医療に関する地域への支援を行うこと
 - (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること
 - (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
- 2 法人は、定款第17条第2項の規定に基づき、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態(次項において「災害等の緊急事態」という。)に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務

(この項及び次項において「救助等」という。)の実施を求められたときは、その求め に応じ、救助等を行わなければならない。

- 3 法人は、定款第17条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。
- 4 法人は、前3項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診断又は研究のために利用させることができる。
- 5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

第3章 業務の適正を確保するための体制の整備

(内部統制に関する基本方針)

- 第5条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法又は他の法令に適合することを 確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整 備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。
- 2 法人は、内部統制の推進の体制に関する規定等を策定するものとする。

(役職員の倫理等)

第6条 法人は、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会等の設置)

第7条 法人は、理事会規程を整備するとともに、法人本部及び病院における会議を開催するものとする。

(中期計画の策定等に関する体制)

第8条 法人は、中期計画等の策定過程、進捗管理体制及び業務の評価体制等に関する規 定等を整備するものとする。

(リスク評価と対応)

第9条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、 当該リスクへの適切な対応を可能とする規定等を整備するものとする。

(情報伝達及び情報システム等)

第10条 法人は、情報伝達、情報システム、情報セキュリティの確保及び個人情報保護 に関する規定等を整備するものとする。

(監査)

- 第11条 法人は、業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善のため、監事及び監事 監査に関する規定等を整備するものとする。
- 2 法人は、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事 長に報告するものとする。

(通報)

第12条 法人は、内部通報及び外部通報に係る通報窓口の設置及び運営等に関する規定 等を整備するものとする。

(入札及び契約)

第13条 法人は、契約事務の適切な実施、相互けん制の確立及び随意契約をすることが 必要な場合の基準を定めた入札並びに契約に関する規定等を整備するものとする。

(情報の適切な管理及び公開)

第14条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規定等を整備し、 法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む む法人情報のWeb等での公開に関する規定等を整備するものとする。

(職員の人事及び懲戒)

第15条 法人は、業務の適正を確保するための適切な人事に関する規定及び職員の懲戒 基準等に関する規定等を整備するものとする。

第4章 業務の委託

(業務の委託)

- 第16条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的に その業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することがで きる。
- 2 法人は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を 締結するものとする。

(契約の方法)

第17条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争 入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その 他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによる ことができるものとする。

第5章 役員等の損害賠償責任

(役員等の損害賠償責任)

- 第18条 役員又は会計監査人(以下「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、 法第19条の2第1項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償す る責任を負う。
- 2 法人は、前項の責任について、法第19条の2第4項に定める要件に該当する場合には、市長の承認を得て、賠償責任額から同項に定める額を限度として、免除することができる。

第6章 雑則

(その他)

第19条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の 規程で定める。